

(案)

**(仮称) 北統合中学校 (中和小・萬歳小・古城小) 学校再編地域検討会議****検討結果**

旭市学校再編基本方針の(仮称)北統合中学校について、干潟中学校 学校再編地域検討会議において検討した結果、下記のとおりとなった。

旭市学校再編基本方針のとおり、琴田小・共和小・中和小・萬歳小・古城小の5つの学区を対象に、中学校を新設することに「賛成多数」or「反対多数」となった。

**【検討の経緯と理由】**

干潟中学校は、昭和22年の創立以来、2回の統合といった変遷をたどりながら、地域と共に歩んできた歴史と伝統があり、地域に根付き親しまれてきた。

少子化の影響により、令和7年度の生徒数は142名となり、一学年単学級になることが現実的となっている。

会議の中では、魅力的な新しい学校づくりを望む意見や、生徒数の減少を踏まえると統合自体は賛成という意見があった一方で、5つの学区だけで中学校を新設することについては、統合後の生徒数のバランスや中学校の新築費用を懸念する意見があった。

検討の結果、旭市学校再編基本方針のとおり、琴田小・共和小・中和小・萬歳小・古城小の5つの学区を対象に、中学校を新設することに対しては、学区の見直しを求める意見があったものの、早期の再編を望むことから「賛成」とする意見が多い結果となった。

学区の見直しを求める意見が多く「反対」とする意見が多い結果となった。

反対の場合

## 【基本方針とは異なる委員の意見】

### 学区の見直し

(仮称)北統合中学校を新設するのであれば、5学区だけでは生徒数が少なく、(仮称)南統合中学校との格差もあるため、(仮称)旭地域西小学校(干潟小・豊畑小)も学区に編入するなど、学区の見直しを検討してほしい。

### 二中と海上中を活用

将来的な生徒数の推計を踏まえると、再編後の中学校の配置数は2校が適切だと考えるので、新設はせずに、スクールバスを活用して二中または海上中に通学することを検討してほしい。

## 【各候補地に対する意見】

### 候補地 A

- ・統合中学校の学区のほぼ中心であり、どの学区からも自転車で通学しやすい。
- ・住宅密集地から離れているため、保護者の送迎時の渋滞緩和や周辺住民の苦情が避けられる。また、周辺道路の拡張もしやすい。
- ・河川や交通量の多い幹線道路から距離があるため、通学の安全性が確保しやすい。
- ・過疎債が活用できるため経済的に有利。

### 候補地 B

- ・統合中学校の学区の西側となるが、住宅密集地から離れているため、保護者の送迎時の渋滞緩和や周辺住民の苦情が避けられる。
- ・干潟地域に建設した場合、過疎債が活用できるため経済的に有利。
- ・広域農道沿いは交通量が多く、通学や送迎に危険を伴うため避けたい。
- ・(仮称)旭地域西小学校(干潟小・豊畑小)の学区を含めるなら、この場所が良い。

### 候補地 C

- ・統合中学校の学区の人口重心に近い。
- ・広域農道沿いは交通量が多く、通学や送迎に危険を伴うため避けたい。

## 候補地 D

- ・ 統合中学校の学区のやや東側であり、琴田小・共和小寄りになっている。
- ・ 広域農道沿いは交通量が多く、通学や送迎に危険を伴うため避けたい。

## その他

- ・ いずれの候補地においても、通学路の整備など安全対策を十分に行ってほしい。
- ・ 中学校を新築する場合は、給食センターの併設も検討してほしい。
- ・ 中学校を選択できるように、柔軟な学区の運用を検討してほしい。

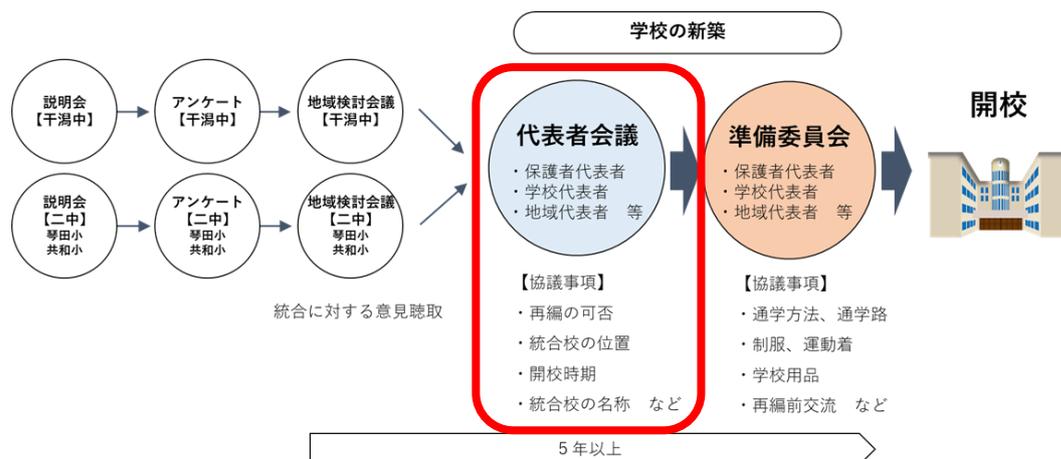
## **【会議の概要】**

第1回 (R7.7.7)	(1) 旭市学校再編基本方針の概要について (2) 北統合中学校の現状と保護者アンケート結果について (3) 意見交換
第2回 (R7.8.8)	(1) 統合校の位置について
第3回 (R7.9.22)	(1) 再編の可否について
第4回 (R7.10.27)	(1) 検討結果の報告書(案)について
第5回 (R7.12.1)	(1) 検討結果の報告書(案)について

令和7年●月●日

旭市教育委員会

## 代表者会議について



### 1. 代表者会議とは

各地域検討会議の検討結果を基に「再編の可否」「学校位置」について協議をし、最終的な結論を出します。基本方針通りに統合することになった場合には「開校時期」「統合校の名称」について協議します。基本方針に反対となった場合は「別の方向性」について協議します。

### 2. 委員選出について

各地域検討会議から12名を選出

#### 【区分ごとの選出（案）】

- 「保護者代表」から3名
- 「地域住民代表」から2名
- 「学校関係者」から1名
- 「福祉関係者」・「青少年育成関係者」から2名
- 「その他教育委員会が認める者」から4名

### 3. 委員の身分について

代表者会議は条例により定められた市の附属機関となるので、委員は地方公務員法第3条に定める地方公務員（非常勤特別職）となります。よって、委員の氏名、会議の内容等は原則公開となります。

### 4. 委員の任期について

委員の任期は、委嘱の日から答申が完了する日までとなります。

（干潟地域は6回の会議で終了、海上地域は8回会議を開催 ※継続中）

会議の開催頻度は月1回程度となります。

年度が変わり役職がなくなった場合でも、委嘱書は個人に対して交付するので、役職に関わらず委員として継続します。ただし、どうしても継続が困難な場合には、後任の者と交代することも可能とします。